

医師、看護職員及び医療従事者の負担軽減及び処遇の改善に資する計画（令和7年度）

評価体制

○負担軽減及び処遇の改善に係る責任者として看護職員：看護部長、医師及び医療従事者：管理課長を任命
○職員衛生委員会で計画作成、評価及び見直しを行う。（職員衛生委員会構成員：看護部、薬剤室、リハビリテーション室、連携室、管理課）
○職員衛生委員会は毎月1回開催し、計画達成状況の評価及び計画見直しを行う。

負担軽減及び処遇改善計画

項目	対象職種	目標達成年次	取組項目	内容	具体的な取組み内容	取組結果	達成状況
負担軽減	医師	継続	◆医師のタスクシフト	・医師事務作業補助者へのタスクシフト	・医師事務作業補助者がカルテの代行入力や診断書作成等医師事務の一部補助を行う	クラークがオーダー入力や診断書作成等の補助を実施しているものの、医師事務作業補助者の配置はなく、カルテ代行入力は未実施である。	未達成
				・看護師へのタスクシフト	・初診患者の予診を看護師が行う ・静脈採血等を看護師が行う ・入院説明を看護師が行う ・検査手順の説明を看護師が行う ・その他プロトコルに従い医師の指示した薬剤の投与・採血・検査の実施を継続する	予診、静脈採血、入院説明、検査手順の説明は主に看護師が行っている。プロトコルの作成には至っていない。	未達成
				・薬剤師へのタスクシフト	・服薬指導を薬剤師が行う	退院時の服薬指導を必ず実施している。	達成
	医師、看護職員	継続	◆医療機器の管理	・臨床工学技士による医療機器の定期保守点検 ・医療機器の取扱い研修会（新規医療機器導入時や異動してきた職員を対象とする研修など）	・医療機器点検計画のとおり実施 ・研修会を年1回実施	医療機器の点検は、計画どおりに実施した。令和7年度は新規導入した低圧持続吸引器、人工呼吸器等の研修会を開催した。	達成
	看護職員	継続	◆看護補助者の活用	・看護補助者のスキル向上 ・看護補助者の計画的な採用 ・看護補助者と協働のための体制整備	・研修実施及びマニュアル整備 ・ホームページや院内に募集要項を掲示、積極的に採用する ・看護師を対象とした研修の実施 ・看護補助加算の継続した取得	令和5年8月に看護補助者指導マニュアルを作成し、スキル向上のため研修会を実施している。また、令和6年2月から病棟の弾力的運用に伴い看護補助者を集約したため、看護職員の負担軽減につながっている。看護補助加算は取得に至っていない。	達成
	看護職員	継続	◆夜勤看護体制の維持	・3人夜勤体制の維持	・夜勤帯の看護職員配置と業務改善 ・看護補助者の早番・遅番業務の継続運用	令和5年10月1日から3人夜勤体制を構築し、実施している。看護補助者の早番・遅番業務を実施し、継続している。	達成
	看護職員	令和7年度	◆病棟看護師の負担軽減	・病棟クラークの配置検討	・看護師の業務負担軽減を図るため、病棟クラークの配置を検討する	現状は外来配置分の人員しか採用できず、病棟配置は困難な状況である。来年度以降も継続検討する。	未達成
全職種	継続	◆時間外勤務時間の評価	・特定の部署、職員だけに負担がかからないようチェック	・毎月、職員衛生委員会で時間外勤務時間を評価し、長時間勤務者がいる場合は、所属長へ改善指導をする	毎月、職員衛生委員会で時間外勤務時間を評価している。長時間勤務者がいた場合も翌月以降で時間数が減少し改善されている。	達成	
処遇改善	医師	令和7年度	◆休日・深夜の負担軽減	・宿日直業務回数の制限 ・連続当直の制限	・一人あたりの日直業務を月1回、宿直業務を週1回までに制限する ・連続当直を行わない勤務体制の整備	常勤医は目標を達成しているが、応援医は各医局の都合上、日直業務が月2回の場合がある。なお、連続当直は1回も実績がなく改善された。	未達成
	医師	継続	◆働き方改革への対応	・勤務間インターバルの確保	・前日の終業時刻と翌日の始業時刻の間に一定の休憩時間を確保する	始業から24時間以内に9時間の連続した休憩時間を確保できている。	達成
	医師	継続		・宿日直許可の維持	・医師の宿日直勤務の許可を維持する	令和5年7月に医師の宿日直及び外来看護師の宿日直勤務の許可を取得し、維持している。	達成
	看護職員	継続	◆スキルアップ研修の充実	・専門職としてのスキルアップ支援体制の整備	・院外研修会参加と院内研修会の開催 ・伝達講習・資料回覧・バリテスの活用 ・オンデマンド研修の活用	不参加者に対し、同内容をイントラネットで配信するなど、工夫することで全体のスキルアップに繋げることができた。	達成
	全職種	継続	◆年休取得率の向上	・年休を取りやすい職場環境の構築	・5日間の年休取得の徹底 ・中間評価を実施し、所属長へ報告する	年度途中で年休取得5日未満の職員の所属長へ計画的な5日取得の調整を依頼した。全職員が5日間以上の年休を取得できている。	達成
	全職種	継続	◆健康診断等の日程調整	・勤務形態に配慮した健診日の調整	・受診者の勤務形態及び希望に合わせて健診日を設定する	受診者の希望日を調査した上で、健診日を調整した。	達成